

## 学校感染症について

学校保健安全法に基づき、お子様が学校感染症に指定されている病気にかかった場合、出席停止の措置をとり、感染拡大防止に努めます。下記のような病気と診断されましたら、必ず学校に連絡をしていただきますようお願い致します。

なお、昨年度まで提出していただいております、学校感染症罹患報告書について、今年度より提出は不要ですので、ご承知おきください。

記

### 学校感染症の種類

(学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条)

感染症の種類		出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1 型に限る）、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第二種の出席停止期間については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。